

日本住を快適空間の

图之常则通信

2009.Spring vol.64

発行:株式会社ダンネツ 〒 070-8045 北海道旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 TEL(0166)61-9151・FAX(0166)61-2044

今月のトピックス

30周年迎え多彩なプロジェクトを企画

*"*断熱のプロ集団"として新たな一歩を

おかけさまで㈱ダンネツは今年で創業 30 周年を迎えることができました。これもひとえにお取り引き頂いている皆様方のご支援ご鞭撻のおかげです。この紙面をお借りして御礼申し上げます。

この 30 年間、ダンネツはブローイングなどの 断熱施工や各種パネルを始めとする断熱部材の開

発・販売・普及を進めて きた"断熱のプロフェリ ショナル集団"を自てきるで が、今年は記念する したが、今年は記念する したが、今年は記念する を節目の年としてさらい き様とエンドューザくりを 行っつプロジェクトを企 画しています。

「そとだんパネル」 を本格的に普及

例えば「そとだんパネ ル」のセールスプロモー

ション。このパネルは透湿性に優れたEPS断熱材(ビーズ法ポリスチレンフォーム)に、あらかじめ補強用のグラスファイバーメッシュと塗装下地のベースコートが施工されているので、躯体の外側に施工してジョイント部分を処理すれば、後はトップコートで仕上げるだけで、高い断熱性能と多彩なテクスチャーを表現できます。湿式外断熱外装システムである「シュトー サーモ クラ

シック」と同じく、EPS断熱材からトップコートまで、すべて透湿性のある材料で構成しているため、通気層を取る必要はありません。

省エネ軸にリノベーション提案

新築やリフォームで湿式外装のテクスチャーと付加断熱を、容易な施工とリーズナブルなコストで実現するこのパネル製品の本格的な普及へ向

けて、大きな一歩を踏み 出す計画で、具体的には 国土交通省に採択された 「平成 20 年度既存住宅・ 建築物省エネ改修緊急促 進事業」を利用し、高付 加価値を実現するリノベ ーションを提案します。

この事業は住宅・建築物の省エネ改修において、一定以上のエネルギー消費量を削減するなど効果が高いと認められた提案に対し国が補助を実施するもの。ダンネツで



30 周年を機に、省エネ改修事業などを通じて「そとだんパネル」 の魅力を積極的に発信していく(写真は新築時の施工の様子)

は住宅4棟、非住宅3棟を「そとだんパネル」に よって省エネ改修し、省エネ性はもちろん、快適 性や耐久性、デザイン・プランまでトータルリノ ベーションを行う考えで、この事業の中で様々な 提案を予定しています。

このほかにもダンネツの 30 周年にふさわしい プロジェクトを考えていますので、ぜひご期待下 さい。



住宅事業建築主の判断基準での"一次エネ消費計算"

年間 150 戸以上の戸建て建売住宅を建設する住宅会社に義務付けられる "住宅事業建築主の判断基準 (トップランナー基準)"が、いよいよこの4月から施行となりました。この基準は今年1月末に改正省 エネ基準とともに告示され、該当する住宅会社は2013年度までにすべての建売住宅の一次エネルギー消 費量の平均値が基準値をクリアするようにしなければなりません。そこで今回はこの基準をクリアする断 熱・設備仕様について検証してみました。

躯体と設備の省エネ性を総合評価

この基準は、暖冷房、給湯、照明、換気を含め た住宅トータルでの一次エネルギー消費量が、国 で定めた地域ごとの基準値と比べてどれくらい下 回っているかを達成率で評価するもの。一次エネ ルギーとは石油・石炭・天然ガスなど、家庭で使 われる電気や灯油、都市ガスなどに変換される前 のエネルギーを指し、単位は熱量を表す GI (ギ ガジュール)。 1 GI = 23 F 8900 kgl となります。

基準値となる一次エネ消費量は、簡単に言えば 次世代省エネ基準の躯体に標準的な設備機器を設 置した場合よりも1割少ない数値。地域区分は次 世代省エネ基準と少し異なり、「地域は道北・道 東中心のIa地域と道央・道南中心のIb地域、 IV地域は群馬・茨城の主要都市や東京西部の都市 など比較的冬期の寒さが厳しいIVa地域と、冬期 も比較的温暖なIVb地域に分かれます。

基準値は木造で延床面積 120 ㎡、暖房設定温 度 20℃、換気回数 0.5 回/時などの条件で設定。 北海道の I a 地域は 124GI、 I b 地域は 113GI、 本州のIVa地域は暖冷房方式によって52~ 92GI、IV b 地域は同じく 49~89GI が基準値と なっています。

この基準値を実際の住宅の一次エネ消費量で割 って 100 をかけた数値が達成率 (%) で、100 %を超えれば基準をクリア。なお、換気動力は別 に見ることとし、第3種および第2種セントラル 換気や同時給排型壁付けファンは 1.2GI、第1種 熱交換換気は 4.9GI を基準値に加算します。

算定シートか Web ソフトで判断

住宅の一次エネ消費量の算出方法は2 通りあ り、一つは算定シートを使う方法。これは各地域 ごと〇値と暖冷房方式に応じて示されている暖冷 房・給湯・換気システム・照明それぞれの一次エ ネ消費量をたし算するもの。太陽光発電による一 次エネ消費削減量も合わせて計算できます。

もう一つの方法はインターネットエクスプロー ラーなどのウェブブラウザを介して使うウェブプ ログラムソフトを使う方法。O値や各設備の能力

目標として想定する 基準一次エネルギー 消費量 (GJ/戸·年) 断熱性能·設備性能 ・自立循環型住宅モデルプラン 特定住宅の断熱性能 特定住宅の一次エネル ·標準生活条件 設備性能 一消費量 (GJ/戸·年)

建売住宅を年間150戸以上建設する住宅事業者に義務付けられる住宅事業建築主の判断の基準(トップランナー基準案)における 一次エネルギー消費量算定の考え方。躯体の断熱性能と暖房・給湯・換気・照明設備を含めたトータルの省エネ性を評価する ことになる

・一次エネルギー消費量算定法

を細かく入力できるので、より正確な数値を算出 することができるほか、エコウィルなど算定シー トでは除外されているコージェネレーションシス テムも計算可能。また、データの保存や報告書式 の作成支援機能なども備わっています。

ここでは算定シートで一次エネ消費量を算出し てみましょう (太陽光発電・太陽熱温水器・節湯 型機器は使用せず、照明は新築時に設置しないも のとし、第三種換気はDCモーター仕様で計算)。

北海道は雷気熱源だと厳しい

まず北海道ですが、「a地域・「b地域とも暖 冷房方式は24時間全室暖房で冷房は行わないと いう条件のみとなります。

I a 地域ではガス高効率ボイラー(エコジョー ズ) による温水暖房・給湯なら、O値 1.8 Wでも 換気方式にかかわらず基準値をクリア。一般的な 灯油ボイラーによる温水暖房・給湯は第1種換気 ならO値 1.6 W以下、第3種換気なら同 1.4 W以 下が必要です。電気暖房・給湯は電気の牛焚きだ と厳しく、電気蓄熱暖房と電気温水器の組み合わ せでは、O値 1.4 W以下とし第1 種換気を使って も基準値をクリアできません。最低でも〇値1.4 W、換気は第1種とした上で、給湯をヒートポン プ (エコキュート) とすることになります。

一方、 I b 地域ですが、結果としては I a 地域 と同じ。ただ、Ia地域と異なり暖房はヒートポ

本州温暖地は次世代基準が最低条件

リアします。

ンプ温水暖房が利用可能で、暖房・給湯ともにヒ

ートポンプとすれば、第3種換気ならO値 1.6 W

以下、第1種換気なら同18W以下で基準値をク

次に本州のIVa地域とIVb地域ですが、両地域 の暖冷房方式は①ダクト式全館セントラル空調な ど住宅全体を連続して暖冷房する方式②ルームエ アコン以外で居室を間欠暖冷房する方式③ルーム エアコンで居室を間欠暖冷房する方式—の3つの 条件に応じて一次エネ消費量を算出します。

いずれの地域もの値を次世代省エネ基準レベル の 2.7 Wとすると、①の場合は換気を第一種熱交 換としたうえで、給湯をガス高効率ボイラーまた はヒートポンプとすることが最低条件。②と③の 場合、換気は第1種熱交換以外でも0Kです。ま た、O値を 1.9 Wとするなら①~③とも給湯や換 気はほぼ何でもOKとなります。

なお、○値や設備機器の性能を細かく見て一次 エネ消費量を算出する時に使うウェブプログラム ソフトは、4月1日現在、ベータ版として公開さ れています (http://202.222.0.197/BETA/)。

この号をご覧になっている時点で閲覧で きなかった際には、同財団に正式版につい て確認してください(☎03-3222-6681・ FAX03-3222-6696)

北海道で基準値をクリアするための主な断熱・設備仕様

	Q値(W/㎡K)	暖房	給湯	換気
Ia地域	1.8以下	ガス高効率ボイラーによる温水暖房・給 湯		第1種または 第3種
	1.6以下	灯油ボイラーによる温水暖房・給湯		第1種
	1.4以下	灯油ボイラーによる	温水暖房・給湯	第3種
		電気温水セントラル	ヒートポンプ給湯 器	第1種
I b地域	1.8以下	ガス高効率ボイラー 湯	による温水暖房・給	第1種または 第3種
		ヒートポンプによる	る温水暖房・給湯	第1種
	1.6以下	灯油ボイラーによる	温水暖房・給湯	第1種
		ヒートポンプによる	温水暖房・給湯	第3種
	1.4以下	灯油ボイラーによる	る温水暖房・給湯	第3種
		電気温水セントラ ル	ヒートポンプ給湯 器	第1種

※いずれも太陽光発電・太陽熱温水器・筋湯型機器は使用せず、照明は新築時に設置しないも のとし、第3種換気はDCモーター仕様とする

北海道はIa地域の場合、電気熱源だと基準値をクリアす るのはなかなか大変

本州温暖地で基準値をクリアするための主な断熱・設備仕様

	Q値(W/㎡K)	暖冷房	給湯	換気
	4.2以下 ダクト	ダクト式全館セン	どの設備を使用しても基準値ク リアはほぽ不可能	
	2.7以下	トラル空調など住 宅全体を連続して 暖冷房	ガス高効率ボイラ ーまたはヒートポ ンプ	第1種
IVa地域	1.9以下		どの設備を使用しても基準値ク リアはほぼ可能	
Ⅳb地域	4.2以下	ルームエアコンま たはルームエアコ ン以外で主な居室 を間欠暖冷房	どの設備を使用しても基準値ク リアはほぼ不可能	
	2.7以下		ガス高効率ボイラ ーまたはヒートポ ンプ	どの換気方式 でも可
	1.9以下		どの設備を使用して リアはほぽ可能	ても基準値ク

※いずれも太陽光発電・太陽熱温水器・筋湯型機器は使用せず、照明は新築時に設置しないも のとし、第3種換気はDCモーター仕様とする

本州の温暖地では断熱性能を次世代省エネ基準レベルとす れば、ほぼ問題なく基準をクリアできそう



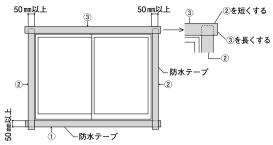
窓回りの防水措置は どうするの?

〇…新築住宅は今年10月の 引き渡し分から瑕疵担保保 険への加入が義務化されます が、窓回りの防水については

独自に工夫して納めており、この施工方法で現場 審査に通るかどうか、いまひとつわかりません。 どうすればいいのでしょうか?

A…今年10月からスタートする「特定住宅瑕疵 担保責任の履行の確保等に関する法律」(瑕疵担 保履行法)では、瑕疵担保保険を利用する場合、 定められた現場審査をパスすることが必要になり ます。しかし、現場審査に使われる設計施工基準 は、保険会社各社とも全国共通基準なので、地域 特有の工法やあまり一般的ではない独自の納まり などは考慮されていないことがほとんど。今回ご 質問のサッシ回りの防水に関する独自の納まりも その一つです。

例えば最も登録事業者が多いと想定される側住 宅保証機構のまもりすまい保険では、サッシ回り の防水規定について、設計施工基準第9条2の四 で、「外壁開口部の周囲は、防水テープを用い防



関)住宅保証機構が平成 16 年秋に発行した旧・性能保証住宅設計 施工基準にある窓回りの防水処理例

水紙を密着させること」とあり、ツバ付きのPV Cサッシとアルミサッシは参考図が示されていま すが、木製サッシは記されていません。

この点についてまもりすまい保険の北海道代理 店である側北海道建築指導センターでは、仕様書 以外の納まりは保険申し込み前か着工前に相談し てほしいとのこと。事前相談で認めることができ れば、仕様書以外の納め方でも保険を適用できる としています。

このほかの部分に関しても、平成16年改訂版 の性能保証住宅設計施工基準の図や独立行政法人 住宅金融支援機構の監修によるフラット 35 の木 造住宅工事仕様書を参考にしてほしいと話してい ます。

- ●編●集●後●記●

◆世界的な金融恐慌が話題になっています。日本の経済対 策も、ETC の週末 1000 円上限や定額給付金など具体的に 始まりました。結局は税金で行われている施策ですから 有効に使ってほしいものです。(佐野)

♣住宅ローン減税が最大 600 万円まで拡充されましたが、 600 万円の減税を受けるには 5000 万円を超える住宅ロー ンを組むことが必要。今どきそんな高額ローンを組める人 はどれだけいるのでしょうか。(水越)



ホームページURL http://www.dan-netsu.co.jp/ 🚃 株式会社タンネツ E-mailアドレス info@dan-netsu.co.ip

「快適な自身いる り」 [記念自己] 「おいり ● ブローイングエ事各種 ●外断熱工事 ● 前熱建材製造 ・ウレタン吹付工事

●断熱建材製造販売

●気密工事 ●住宅性能診断

社 〒070-8045 旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 ■旭川第一工場 〒 071-1248 上 川 郡 鷹 栖 町 8 線 西 2 号 ■旭川第二工場 〒 070-0014 旭 川 市 新 星 町 5 1 4 番 地 1

■札 幌 支 店 〒003-0869 札幌市白石区川下 2127 番地 4 ■ Sto 事業部 〒003-0869 札幌市白石区川下 2127 番地 4 〒003-0869 札幌市白石区川下 2127 番地 4

■旭 川 支 店 〒070-8045 旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 ■帯 広 支 店 〒 080-2460 帯広市西 20 条北 2 丁目 27-10 TEL(0155)41-4101 FAX(0155)41-4105

■釧路支店 〒088-0621 釧路郡釧路町桂木5丁目15 ■北 見 支 店 〒099-0878 北見市東相内町 174 番地 16 ■北関東支店 〒362-0047 埼玉県上尾市今泉 1 丁目 27-4

■千 葉 支 店 〒 262-0011 千葉県千葉市花見川区三角町 16番2 TEL(043)258-4065 FAX(043)258-4025 ■字都宮支店 〒321-0932 栃木県宇都宮市平松本町 362-6 ■平 塚 支 店 〒 254-0018 神奈川県平塚市東真土 4 丁目 2-69 TEL(0463)54-6484 FAX(0463)54-2430 ■水 戸 支 店 〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3660-15 TEL(029)291-1822 FAX(029)291-1825

■ウレタン講舗京店 〒 351-0002 埼玉県朝霞市下内間木 301 番地 TEL(048)458-1455 FAX(048)456-3877 ■ ダンネツ信州 〒 399-0033 長野県松本市大字笹賀 5130-1 TEL(0263)26-0811 FAX(0263)26-1016

TEL(0166)87-4442 FAX(0166)87-4888 TEL(0166)21-7080 FAX(0166)21-7080 TEL(011)875-3966 FAX(011)875-3971 TEL(011)875-3969 FAX(011)875-3971 TEL(011)875-3972 FAX(011)875-3974 TEL(0166)62-7575 FAX(0166)61-1715 TEL(0154)36-1790 FAX(0154)36-1844 TEL(0157)36-3557 FAX(0157)36-3433 TEL(048)783-1666 FAX(048)783-1667 TEL(028)636-1266 FAX(028)636-2675

TEL(0166)61-9151 FAX(0166)61-2044

●平成 21 年 4 月 1 日発行 通巻 64 号 編集発行 / ㈱ダンネツ 〒 070-8045 旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 TEL(0166)61-9151